装管調第９２９５号
令和元年１１月１５日

大　臣　官　房　長
防衛省本省の施設等機関の長
各　幕　僚　長
情　報　本　部　長　殿
防　衛　監　察　監
各　地　方　防　衛　局　長

防衛装備庁長官
（公印省略）

「令和元年度における防衛省の中小企業者に関する契約の方針」の
実施について（通知）

標記について、令和元年９月１０日に「令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定され、官公需予算総額に占める新規中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率については、国等全体として、平成２７年度以降の実績平均１．３２％を踏まえ、令和元年度は概ね倍増の３％を目指すこととされたところである。この閣議決定を受け策定した「令和元年度における防衛省の中小企業者に関する契約の方針」の実施に当たっては、中小企業・小規模事業者の一層の受注機会の拡大が求められるところ、別紙のとおり行うこととしたので通知する。

なお、「平成３０年度における防衛省の中小企業者に関する契約の方針」の実施について（装管調第１５６７６号。平成３０年１１月２２日）は廃止する。

添付書類：別紙
配布区分：長官官房審議官、各部長、施設等機関の長

別紙

１　オープンカウンター方式の活用

予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第９９条の規定により少額随契によることができる調達を新規に行う場合には、以下の要領により、オープンカウンター方式を活用し、中小企業・小規模事業者の受注機会を拡大することとする。従前より少額随契を行っているものについても、当該要領によるオープンカウンター方式への移行を積極的に進めることとする。

⑴　随意契約においては、会計法令上、契約の締結者が全省庁統一資格を有している必要はないところ、オープンカウンター方式によって見積を徴取する場合には、見積提出者に求める条件として、全省庁統一資格を有していることに限定した条件を付すことは行わず、当該資格を有しない者であっても見積を提出できることとする。

⑵　見積提出者に求める条件の一つとして、全省庁統一資格を有していることを掲げる場合にも、Ｃ又はＤの等級に格付けされている者を対象とすることとする。ただし、見積提出依頼を行っても見積提出者がいない若しくは見積提出者との商議が不調となったために再度見積提出依頼を行う場合又は同一年度中に同一物品若しくは役務の調達においてオープンカウンター方式による見積提出依頼を行った結果、Ａ又はＢの等級に格付けされた事業者からしか見積の提出が確認されなかった場合に、Ａ又はＢ等級まで範囲を拡大して見積提出依頼を行うことを妨げない。

⑶　全省庁統一資格を有していない者であっても見積を提出できる条件の一つとして、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５０条第１項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第５２条第１項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者を見積提出者の対象に加えることとする。

また、当該認定を受けていない中小企業・小規模事業者であっても、少額随契と同等規模の契約を常時継続的に締結していることを証明できる者についても、これに加えることとする。

⑷　前各号を踏まえ、オープンカウンター方式による見積提出者に求める条件の一例を示すと、以下のとおりである。

「見積の提出者は、以下アからエのいずれかの条件を満たす者でなければならない。

なお、条件を満たす者であっても、本契約の【「支出負担行為担当官」、「分任支出負担行為担当官」、「契約担当官」又は「資金前渡官吏」から選択】との間で締結した契約において、過去１年間に正当な理由なく、契約を履行しなかった者、又は大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長

官若しくは〇〇幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者は、見積提出者として認めない。

ア　〇年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「【「物品の製造」、「物品の販売」、「役務の提供等」又は「物品の買受け」から選択】」のＣ又はＤの等級に格付けされ、〇〇地域の競争参加資格を有する者

イ　中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５０条第１項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第５２条第１項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）第２条第１項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）

ウ　ア又はイに該当しない中小企業者であって、同一の相手方（公的機関、民間企業のいずれかを問わない）に対し、直近１年間で１か月以上にわたり、常時継続的に物品を納入し、又は役務等を提供している実績が確認できる事業者

エ　見積の提出日までの１年間において、本契約の【「支出負担行為担当官」、「分任支出負担行為担当官」、「契約担当官」又は「資金前渡官吏」から選択】との間で契約を締結した実績がある事業者（アの競争参加資格において、Ａ又はＢの等級に格付けされている者を除く。）」

(5)　予算決算及び会計令第１００条の３第３号では、随意契約においてその必要がないと認められるときには、契約保証金の全部または一部を納めさせないことができるとしているところ、オープンカウンター方式による少額随契を行う場合には、確実な契約履行が確保できないおそれがある場合を除き、契約保証金は免除することとする。

２　公共調達への参加誘引の強化

公共調達への参加経験のない中小企業・小規模事業者に対して、地元自治体、商工会議所の協力を得つつ、説明会の実施や入札場所の拡大などの情報提供を強化し、積極的な公共調達への参加を促すことに努めるものとする。

なお、この際、オープンカウンター方式による随意契約の締結には、全省庁統一資格の取得及び契約保証金の納付を必要としないことを併せて案内し、中小企業・小規模事業者の参加を誘引する。

３　糧食の調達について

(1)　地方の駐屯地、基地ごとに糧食を分離・分割発注することで、地域に密接した調達に努めるとともに、発注単位についても、「野菜類」、「魚介類」といったまとまった単位とするのではなく、例えば、「じゃがいも」、「ねぎ」、

「大根」などのような単品目とすることによって、複数の中小企業・小規模事業者が参入できる機会を拡大するよう努める。

(2) 駐屯地、基地等の給食に、地元の食材を使用した献立を積極的に導入することで、地産地消を推進するものとする。

(3) 特に地元農家や商店にあっては、全省庁統一資格を取得していないことが多い事情を踏まえ、糧食の調達において、第１項に掲げるオープンカウンター方式を活用した少額随契を積極的に導入することとする。

４　適切な納期の設定

納期の設定に当たっては、中小企業・小規模事業者の特性を十分に考慮するものとする。

例えば、中小企業・小規模事業者にあっては、確保している在庫量が豊富でない事情を踏まえ、余裕をもった納期設定に配慮することとする。その一方で、契約日から納入日までが極端に長い契約においては、この間、中小企業・小規模事業者は納入品を確保し続けなければならないことから、このような納期設定は行わないものとする。

５　その他

この通知の実施に当たり必要な細部事項については、防衛装備庁調達管理部長が別に定める。

（参考１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）

（随意契約によることができる場合）

第９９条　会計法第２９条の３第５項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

（略）

２　予定価格が２５０万円を超えない工事又は製造をさせるとき。

３　予定価格が１６０万円を超えない財産を買い入れるとき。

４　予定賃借料の年額又は総額が８０万円を超えない物件を借り入れるとき。

５　予定価格が５０万円を超えない財産を売り払うとき。

（略）

７　工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が１００万円を超えないものをするとき。

（略）

（契約保証金の納付の免除）

第１００条の３　契約担当官等は、会計法第２９条の９第１項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

（略）

３　第７２条第１項の資格を有する者による一般競争に付し、若しくは指名競争若しくは

せり売りに付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

（参考２）中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）

（事業継続力強化計画の認定）

第５０条　中小企業者は、事業継続力強化に関する計画（以下この条及び次条において「事業継続力強化計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その事業継続力強化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

（略）

第５２条　複数の中小企業者は、共同で、連携事業継続力強化に関する計画（複数の中小企業者がそれぞれの中小企業者の外国関係法人等の全部又は一部と共同で連携事業継続力強化を行おうとする場合にあっては、当該複数の中小企業者が当該外国関係法人等と共同で行う連携事業継続力強化に関するものを含む。以下この条及び次条において「連携事業継続力強化計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを経済産業大臣に提出して、その連携事業継続力強化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

（略）

（参考３）令和元年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和元年９月１０日閣議決定）

第１　中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

１　中小企業者の受注の機会の増大の意義

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号。以下「官公需法」という。）第２条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要である。

（略）

第２　中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

５　中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

(6) 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

国等は、自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成１１年法律第１８号）第５０条第１項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第５２条第１項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

（略）

（参考４）官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和４１年法律第９７号）

（定義）

第２条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

１　資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第２

号の３までに掲げる業種及び第３号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

２　資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であって、卸売業（第３号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

２の２　資本金の額又は出資の総額が５０００万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人であって、サービス業（第３号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

２の３　資本金の額又は出資の総額が５０００万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

３　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

４　特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の３分の２以上が前各号のいずれかに該当する者であるもの、企業組合並びに協業組合（以下「組合」という。）

２　この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

１　事業を開始した日以後の期間が１０年未満の個人

２　設立の日以後の期間が１０年未満の会社

（略）